



流山市監査委員告示第4号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長及び流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

令和元年5月23日

流山市監査委員

佐々木 健一



流山市監査委員

海老原 功一



第4号様式

流財活 第 206 号
平成31年 3月13日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成31年2月14日付け、流監第94号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

第5号様式

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成30年2月14日・流監94号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
総務部 財産活用課	意見	調定事務について は、調定漏れ、減額 調定、二重調定など の伝票上の誤りが散 見されたほか、収入 未済について予備審 査後に消し込みを行 うなど、調定内容を 把握していない課も あった。厳正なチエ ック体制を構築され たい。	公有財産売却につ いては、落札者から の書類提出や入金を 確認するチェックリ ストを作成し運用し ていましたが、落札 辞退分の調定を失念 したことにより発生 したものです。 今後は、チェックリ ストを複数人で確 認するとともに、全 ての物品の引き渡し が完了した段階で収 入票とチェックリス トを課長まで報告す ることとし、対応す るようにいたします。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
 - 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
- 表示は、「指摘」又は「意見」とする。